

伊丹市政策条例検討委員会の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、複数の部局に関連する政策的な条例の検討を行う場合における庁内委員会の設置及び組織運営に関し必要な事項を定めることにより、条例の政策的・法的検討を効果的に行うことを目的とする。

(設置の基準)

第2条 市長は、複数の部局に関連する政策的な条例の検討を行おうとする場合において、その効果的かつ円滑な検討のため必要があると認めるときは、政策条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することができる。

(名称等)

第3条 検討委員会の設置に当たっては、当該検討委員会の名称、設置目的、構成員、所掌事務、設置期間、庶務担当課その他必要な事項を定めなければならない。

(組織)

第4条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、当該条例を主として担当する所属の職員のうちから市長が指名する。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係部局の職員のうちから市長が指名する者
- (2) 政策室の担当主幹
- (3) 法制課長及び法制課の担当者
- (4) 必要に応じ、財政担当又は人事担当の職員のうちから市長が指名する者

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(検討委員会の設置の手続)

第7条 検討委員会を設置しようとする所属の部局長は、政策室及び法制課と調整の上、総務部長及び人事担当の合議を経て、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、当該部局長は、決裁上で第3条に規定する事項を明らかにしなければならない。

2 前項の決裁を受けた部局長は、決裁の終了の旨及び前項に規定する事項を関係部局長に速やかに通知しなければならない。

(設置期間の延長)

第8条 委員長は、検討委員会の設置期間内にその設置目的を達成することが困難であるため、設置期間を延長する必要があると認めるときは、決裁により市長の承認を得て、設置期間を延長することができる。

(解散)

第9条 委員長は、検討委員会の設置期間が満了したとき又は設置期間が満了する前にその設置目的が達成されたと認めるときは、その旨及び検討の結果を市長に報告しなければならない。

らない。

2 前項の規定による報告があったときは、当該検討委員会は解散するものとする。

付 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。